

平成21年5月13日

## 電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る電波 監理審議会からの答申及び意見募集の結果

～Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速化、800MHz帯空港無線電話(空港 MCA)システムの廃止及び航空非常用周波数の聴守義務の見直しに関する規定の整備～

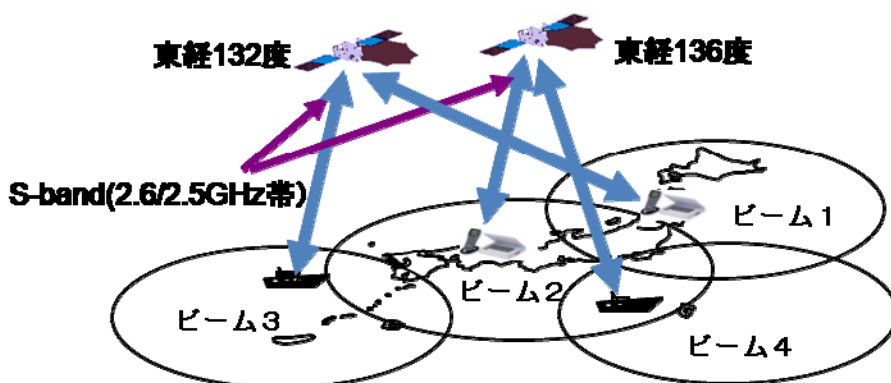
総務省は、Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速化等を図るため、電波法施行規則、無線局運用規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部を変更する告示案(以下「諮問省令案等」という。)について、本日、電波監理審議会(会長:濱田 純一 東京大学総長)から原案のとおりで適当である旨の答申を受けました。また、諮問省令案等及び関係する省令案等について、平成21年(2009年)3月12日(木)から同年4月10日(金)までの間、国民の皆様から意見募集を行ったところ5件の意見をいただきましたので、提出された意見に対する総務省の考え方を併せて公表します。

総務省は、電波監理審議会からの答申及び意見募集の結果を踏まえ、速やかに諮問省令案等及び関係する省令案等の制定を行う予定です。

### 1 改正の背景

#### (1) Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速化

電子メール等での画像伝送などインターネット利用の利便性向上に対応するため、本年1月に、情報通信審議会から答申を受けた「Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速化に関する技術的条件」に係る規定の整備を行うものです。

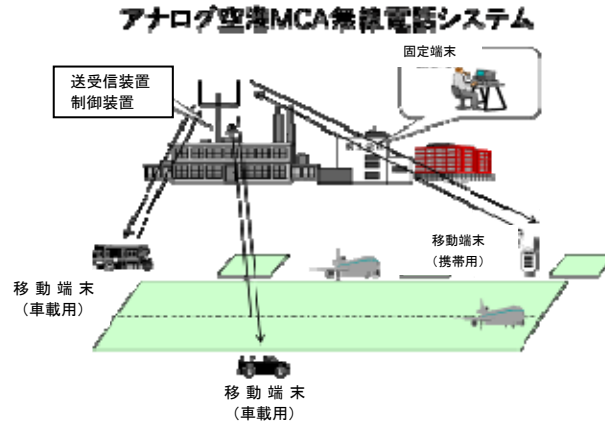


Sバンドを用いた国内移動体衛星システムのイメージ

## (2) 800MHz 帯空港無線電話通信（空港 MCA）システムの廃止

空港 MCA は、平成 2 年から国内主要空港で導入開始しましたが、平成 15 年に、周波数利用効率及び利便性が高い 400MHz 帯デジタル空港 MCA システムを制度化し、空港 MCA は、平成 22 年 5 月 31 日までを使用期限と規定していました。

平成 20 年 4 月に、空港 MCA システムのサービスが終了したことから、今回、関係規定の廃止を行うものです。



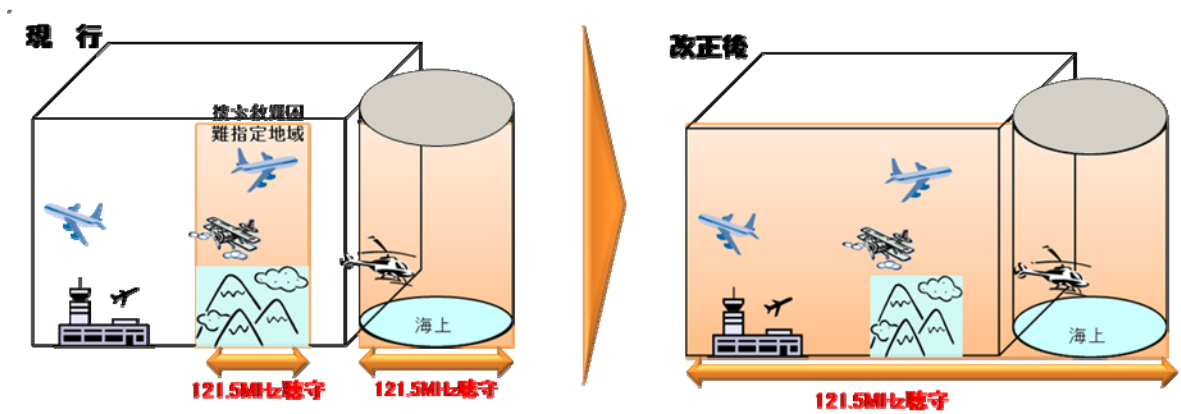
800MHz 帯空港無線電話通信（空港 MCA）のシステムイメージ

## (3) 航空非常用周波数（121.5MHz）の聴守義務の見直し

国際民間航空条約（ICAO 条約）においては、長距離洋上及び ELT※を装備しなければならない区域を飛行する場合、航空機に対して 121.5MHz の周波数の電波の聴守を義務付けています。

今般、ICAO 条約等が改正され、ELT の装備要件として、特定の地域を飛行する場合に限らず、飛行機及び回転翼航空機は最低 1 台の装備が義務付けられたことから、航行中の義務航空機局に対して航空非常用周波数の聴守義務の範囲の見直しを行うものです。

※航空機用救命無線機



121.5MHz の周波数の電波の聴守範囲のイメージ

## 2 改正の概要

### (1) 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）

特定無線局の対象から空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備を削除します。

### (2) 無線局運用規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 17 号）

121.5MHzの電波の聴守義務範囲の見直しを行います。

(3) 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）

ア Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムについて、送信速度を高速化した無線設備の導入を可能とするために、現在設定されている送信速度の上限を削除する等、技術的条件を改正します。

イ 空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備の技術基準等に関する規定を削除します。

(4) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）

ア Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムについて、測定項目として、送信速度を削除します。

イ 空港無線電話を行う無線局を特定無線設備から削除します。

(5) 周波数割当計画（平成20年総務省告示第714号）

空港無線電話の制度廃止に伴い、周波数割当計画の一部変更を行います。

**3 意見募集の結果**

提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は別紙のとおりです。

**4 今後の予定**

総務省は、電波監理審議会からの答申及び意見募集の結果を踏まえ、速やかに改正を行う予定です。

問い合わせ先	
省令案等（周波数割当計画を除く。）について	
連絡先	総合通信基盤局電波部衛星移動通信課
（S帯移動衛星関係） 永田課長補佐、吉田衛星事業係長	（空港MCA、運用規則関係） 佐渡山課長補佐、竹下航空係長
電話	（直通）03-5253-5902 （代表）03-5253-5111 内線5902
FAX	03-5253-5903
E-mail	aeronautical.radio_atmark_ml.soumu.go.jp （スパムメール防止のため、「_atmark_」を@に直して入力して下さい。）
周波数割当計画について	
連絡先	総合通信基盤局電波部電波政策課 星周波数調整官、工藤第二計画係長
電話	（直通）03-5253-5875 （代表）03-5253-5111 内線5875
FAX	03-5253-5940
E-mail	frequency-plan_atmark_ml.soumu.go.jp（スパムメール防止のため、「_atmark_」を@に直して入力して下さい。）

(関係報道資料等)

- ・ Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速化に関する技術的条件について（平成 21 年 1 月 27 日）

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090127\\_5.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090127_5.html)

- ・ 周波数再編アクションプラン（平成 19 年 11 月改定版）」の公表及び意見募集の結果（平成 19 年 7 月 13 日）

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2007/071113\\_1.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/071113_1.html)

- ・ 電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る電波監理審議会への諮問及び意見募集（平成 21 年 3 月 11 日）

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/090311\\_11.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/090311_11.html)

**電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集に対し  
提出された意見及びそれに対する総務省の考え方**

提出された意見	総務省の考え方
<b>Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速化関係</b>	
<p>意見公募対象である、「無線設備規則」及び「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則」の一部を改正する省令案は、平成21年1月27日に情報通信審議会より答申された、「Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速化に関する技術的条件」に基づき、Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速化に必要な技術基準等の制度整備を含んだものとなっております。</p> <p>携帯電話等を用いたデータ通信サービスの利用拡大に伴い、Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムについても、データ通信での利用ニーズが拡大するとともに、インターネットを利用した画像伝送等の高速伝送サービスへのニーズが顕在化してきております。意見公募対象である省令案は、そのようなニーズに対応するために必要な制度整備であり、適切と考えます。</p> <p style="text-align: center;">（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ）</p>	<p>本改正案に賛同のご意見として承ります。</p>
<p>意見公募対象のSバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速化に関する「無線設備規則」の一部及び「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則」を改正する省令案は、本年1月27日に情報通信審議会より答申された、「Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速化に関する技術的条件」に係る規定が適切に反映された改正であると考えます。</p> <p>改正内容の「無線設備規則」における、現在設定されている送信速度の上限を削除する件及び「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則」における測定項目から送信速度を削除する件は、電子メール等での画像伝送等、インターネット利用の利便性向上に対応するための高速化の市場ニーズに対応するものであり、適切と考えます。</p> <p>早期に規則改正が行われ、新しいサービスが開始されることを希望します。</p> <p style="text-align: center;">（三菱電機株式会社）</p>	

航空非常用周波数（121.5MHz）の聴守義務の見直し関係

本事案について賛成いたします。  
ただし私ども連合会所属会員航空会社の業務内容は、平成17年の改正省令第143号（無線局運用規則の一部を改正する省令）当時と変化は無く、また通信状況につきましても当時私ども連合会が提出致しました『第406回電波監理審議会意見の聴守準備書面』の内容と変化は無く、現在も航空非常用周波数（121.5MHz）の聴守義務に従えない飛行状況も数多く有ると考えられるため、電波法第70条の4ただし書の規定による『義務航空機局が聴守を要しない』場合としての無線局運用規則第147条に変更の無いことを条件と致します。  
（社団法人全日本航空事業連合会）

改正案では、義務航空機局は常時121.5MHz及び責任航空局周波数の聴取が求められます。改正案の条件を満たすためには、同時に二つの周波数が聴取できる無線設備が必要となりますが、小型航空機の中には無線設備が1基しか搭載されていない機体も存在するため、このような機体では改正案に求められる要件を満たすことができません。

航空法上要求される無線設備は最低1基であるため、現状でも運航に支障はありませんが、改正案が適用された場合電波法に基づき、追加して無線設備を搭載する必要が生じ、機体の改造作業に伴う各種手続き、改造費用、無線局の検査手続き、検査費用等、多大の負担が生じることとなり、小型航空機の運航者/所有者の利益を著しく損なうこととなります。（一般に無線設備の追加に伴う機体改造費用は数十万から数百万が必要となる事、また改造手続き、無線設備の変更検査、無線局免許取得手続き等で長期に渡り飛行ができない状況となります）

従って、当該規則については現状のままとしていただくか、但し書きとして121.5MHzと責任航空局の周波数を同時に聴取することが困難な場合を除く、などを付加して頂きたいとお願いいたします。

（特定非営利活動法人AOPA-JAPAN）

無線局運用規則第146条の改正案に賛成致します。

但し、関連する運用規則第147条2項「やむを得ない事情」とは、本件改正前同様、ICAO ANNEX 10 5.2.2.1.1に記載されている下記の除外項目を含むものである事を条件と致します。

▽他のVHFチャンネルで通信を実施している場合

▽機上装置に制限がある場合

▽コックピット内の仕事により2チャンネルを同時に監視できない場合

（株式会社日本航空インターナショナル、全日本空輸株式会社）

今回の無線局運用規則第146条の改正に係る聴守義務については、引き続き、同規則第147条第2項に基づき、ご指摘による場合については「やむを得ない事情」に該当し、聴守を要しない場合に当たるものと考えています。

したがいまして、頂いたご意見は本改正案に賛同のご意見として承ります。